

建築物の建築における重層的な品質管理について

- **建設業者**は、建設工事を施工するときは、工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる**主任技術者又は監理技術者**を置かなければならない。主任技術者又は監理技術者は、施工計画の作成、工程管理、**品質管理**、その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督を行うこととされている。【建設業法】
- **建築士**は、**設計者**として設計図書を作成し、**工事監理者**として、**工事施工中に各工程**において、**目視・計測等に係る立会い確認、自主検査記録・試験報告書・材料搬入報告書・施工記録・工事写真等の書類確認(各工程の初回以外は抽出確認)**により工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかの確認を行うこととされている。【建築士法】【工事監理ガイドライン】
- **建築主事又は指定確認検査機関**は、工事着工前に建築計画の法適合を、**中間検査・完了検査時に、現場の目視確認**に加え、**工事監理の状況の書類確認等**により、施工された建築物の法適合を確認することとされている。【建築基準法】



建設業者

建設工事の適正な施工

- 工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者（主任技術者又は監理技術者）の設置
 - 施工計画の作成、工程管理、品質管理、その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督

建設業法第2条

建築士

設計者

- その者の責任において、設計図書（建築物の工事の実施のために必要な図面及び仕様書）を作成

工事監理者

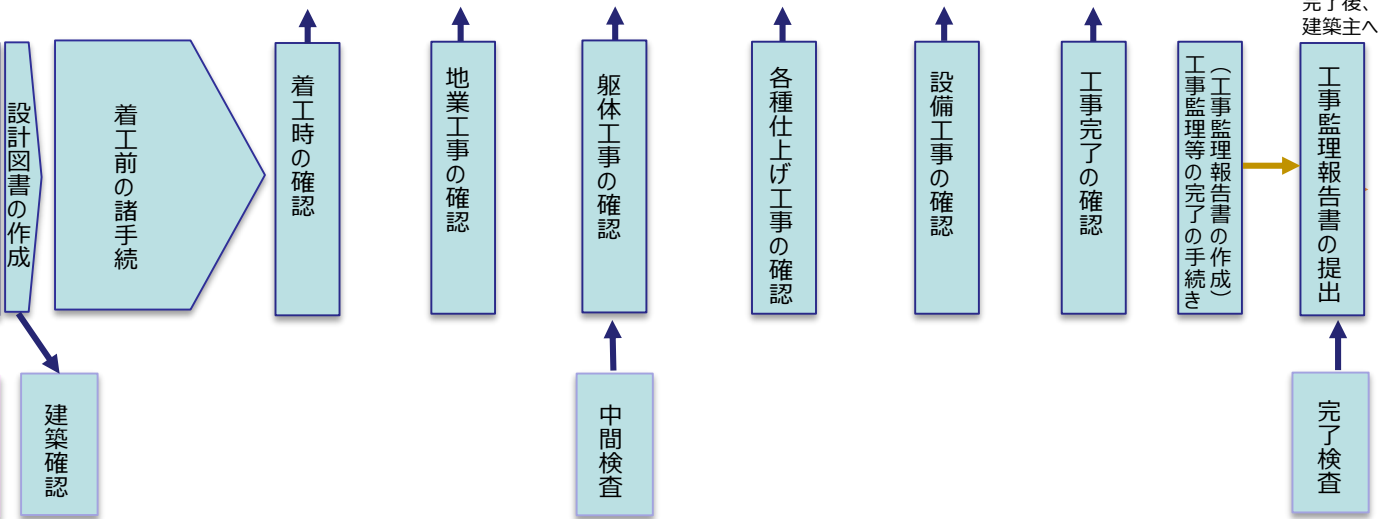
- その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認
- 施工時は建築主側の立場

建築士法第2条

建築主事 又は 指定確認検査機関

- 設計図書及び施工された建築物が建築基準関係規定に適合するものであることを確認

建築基準法第4条又は第77条の24



建築基準法第6条又は第6条の2

建築基準法第7条の3又は第7条の4

建築基準法第7条又は第7条の2

全ての工事完了後、建築主へ